青梅税務署からの確定申告に関するお知らせ

確定申告は所得税（国税）の申告です

令和４年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

所得税・復興特別所得税　２月 16 日（木）～３月 15 日（水）まで
※還付申告書は２月 15 日（水）以前でも提出できます。

贈与税　２月１日（水）～ ３月 15 日（水）

個人事業者の消費税および地方消費税　１月４日（水）～３月 31 日（金）

青梅税務署での受付・相談

開設期間　２月１日(水)～３月 15 日(水)（土日、祝日を除く）　※２月 19 日、26 日は立川税務署で実施

受付時間　午前８時 30 分～午後４時

入場整理券の配付　混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。
配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

オンラインによる入場整理券事前発行

スマートフォンをお持ちの方は LINE アプリで国税庁の公式アカウントを友だち追加してください。右記の二次元コードから追加することで、入場整理券の事前発行をお申込みできます。

国税庁の公式アカウント

青梅税務署主催　税理士会による無料出張相談

期間　２月９日（木）

会場　日の出町役場３階第１・２会議室

申込　オンライン、または電話による事前申込が必要です。

オンライン事前申込　１月 10 日（火）から
「税理士による無料相談事前申込サイト」
https://coubic.com/omezei/booking_pages#pageContent

税理士による無料相談事前申込サイト

電話事前申込　１月 10 日（火）から
事前申込専用番号　☎ 03-6634-5310（受付時間：平日午前９時～午後５時）
オペレーターに「青梅税務署」、「日の出町役場の会場及び相談日時」、「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。事前申込専用番号以外での電話申込は受け付けておりません。

キャッシュレス納付について

国税のスマホアプリ納付が利用できます。

① PayPay、d 払い、auPAY、LinePay、mPay、Amazonpay がご利用できます。

②「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、Pay 払いを選択、画面の表示に従えば、簡単にお手続きができます。

◀スマホアプリ納付の詳しい情報はこちら

消費税インボイス制度について

令和５年 10 月１日からインボイスを交付するためには、原則として、令和５年３月 31 日までに登録申請手続を行う必要があります。

対象　事業所得者・不動産所得者の方

手続方法　e-Tax をご利用ください。
スマートフォンからでも申請可。

※ e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

▲インボイス特設サイト

問　所得税、確定申告に関すること　青梅税務署　☎ 0428(22)3185　自動音声案内で「2」を選択
町・都民税申告に関すること　税務課住民税係 ☎ 042(588)4105

〒190-0192（個別郵便番号）東京都西多摩郡日の出町平井 2780　TEL 042（597）0511（代）　FAX 042（597）4369
開庁時間　午前８時30分～午後５時15分　閉庁　土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年１月３日）

e-Tax 確定申告作成ブースを開設します

インターネットを利用して、パソコン等から確定申告ができます。役場でパソコンを用意します。この機会にご自身で申告をしてみませんか。

期間　２月 16 日(木)～３月 15 日(水)（土・日・祝日を除く）

時間　午前９時～ 12 時、午後１時～４時　一人につき１時間です。
事前予約は不要ですが、利用の際は税務課住民税係へお声掛けください。

場所　役場１階　多目的室北側

持物　・申告に必要な書類
・マイナンバーカード、又は税務署が発行した ID・パスワード
・身分証（マイナンバーカードをお持ちでない場合）

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、税務署で本人確認の後に発行する ID･パスワード（「ID･パスワード方式の届出完了通知」に記載されています）が必要です。

※ e-Tax による申告は、所得税の還付手続きが書面申告より早くに行われることや、一部の書類提出が省略できること等のメリットがあります。

※町職員による作成支援ではありません。

住民税申告・確定申告時の持物

・申告書（事前に届いている方）
・マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（確定申告の場合は写しの提出が必要）
・令和４年中の収入を証明するもの（源泉徴収票、収支内訳書等）
・前年分の確定申告書の控え　・所得税等の還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの

各控除を受ける場合

・控除証明書（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料）
・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
（領収書の添付により控除を適用する経過措置は終了しました。
領収書はご自宅で５年間の保管義務があります）
・社会保険料などの領収書　・寄附金証明書　・身体障害者手帳や愛の手帳
・障害者控除対象者認定書・配偶者の所得が明らかになる資料

自宅で e-Tax から確定申告しましょう

５つのメリットがあります。
①税務署への書類が持参不要
②印刷・郵送代が不要
③添付書類が不要（一部の書類は除きます。）
④ 24 時間いつでも利用可能（確定申告期間のみ）
⑤還付申告の場合は３週間程度で還付（書面提出は１か月半程度）

▲確定申告書作成コーナー

スマホ申告講習会について

スマートフォンを使った確定申告の講習会を開催します。マイナンバーカード未取得の方には e-Tax に必要な ID・パスワードの申請を受け付けます。

日時　令和５年１月 14 日（土）
①午前 10 時 30 分～ 11 時 30 分
②午後１時 30 分～２時 30 分
③午後３時～４時

場所　イオンモール日の出２階イオンホール

持ち物　マイナンバーカード（未取得の方も受講可）

※予約は不要。

特に記載のない場合の受付時間は土･日曜日、祝日、年末年始を除く午前８時 30 分～午後５時 15 分（正午～午後１時を除く）です。申込の記載がない場合は直接会場へ。費用の記載が無い場合は無料です。